

調査報告

開拓使とキツネ

山田伸一

キーワード

開拓使 (The Colonization Commission, Kaitakushi)、キツネ (Fox)、千島列島 (Kuri Islands)、環境史 (Environmental history)、ウラジオストク (Vladivostok)

ここでは、開拓使とキツネの関わりについて概観を試みる。私はこれまで、シカ、オオカミ、カラスなどを対象として、近代北海道における人間と野生生物との関わりについて考えてきた^①。本稿はその延長上にある。

北海道においてキツネは、ヒグマやシカなどに次いで大きな陸上哺乳類であり、今日でも人間社会のなかで注目度が高い生き物だ。明治初期における人間との関わりがどんなものだったかは、それ自体興味深い主題だと言えるだろう。また、その後の歴史を見れば、防寒あるいは装身用の毛皮利用を背景として、一九一〇年代から三〇年代にかけて北海道・千島・樺太の各地において、繁殖目的の放育や飼育（養狐業）が活発に行われたという興味深い事実がある。開拓使期について検討する本稿は、その前史となる状況を知りたいという私の関心にも根ざしている。

なお、本稿で使用する史料のなかでは、主に毛色によってキツネを区別し、「赤狐」「黒狐」「三毛狐」「白狐」「十字狐」などと呼んでいるが、種としてはすべて同一のアカギツネ (*Vulpes vulpes*) に属する^②。

一 有害獣としてのキツネ

最初に、開拓使期から少し外れるが、一八八三年に農商務省が全国各府県に指示して実施した「農業上有功有益有害鳥獣調査」における札幌県の調査内容を見てみよう^③。

この調査結果については全府県分をまとめたものは見いだせておらず、私がこれまで所在を確認できた札幌・秋田・岩手・福島・埼玉・長野各県の調査結果から、登場頻度が多い鳥獣、および北海道（札幌県）と本州各府県との比較が興味深いと思われる鳥獣を選んで整理し、表1を作成した。農商務省からの照会を受けた各県庁は、その内容をそのまま管下の郡役所などに照会して回答を得、それを集約・整理して県としての回答を農商務省に送っている。札幌・秋田・福島の各県については、郡役所等から県庁への回答内容も見ることができ（ただし福島県は県庁としての回答が見いだせない）、回答の分布状況がより細かにわかる。

「農業上」と限定した調査であるが、各郡役所などからの報告には、必ずしも農業に関わらない観点からの「有功有益有害」のものも挙がっている。

様々な議論ができる素材だが、ここでは札幌県のキツネに限っていくつか特徴的な点を指摘したい。

第一に、札幌県管内ではキツネが登場する場合はすべて「有害」とされている。その程度については、「害最モ多シ」（小樽郡）、「圍畑ヲ荒シ家禽ヲ害スル、強ト云フヘシ」（室蘭郡第二組戸長役場）、「甚タ強カラズ」（古平郡）と幅があるが、県としては「弱」として農商務省に回答した。

第二に、被害物件としては、鶏などの家禽を中心とし、地域によっては海産物を挙げている。害の程度が小さいことも反映してか、開拓使文書のなかにキツネの「害」を直接伝えるものはなかなか見つからない。一つ挙げられるのは、

表1 1883 (明治16) 年の「有功有益有害鳥獸」調査より

	ク マ	オ オ カ ミ	シ カ	キ ツ ネ	ネ ズ ミ	ウ サ ギ	カ ワ ウ ソ	イ ノ シ シ	モ グ ラ	ス ズ メ	カ ラ ス	カ モ	ハ ト	ツ バ メ	キ ツ ツ キ	キ ジ	ツ ル	白 鳥
札幌県	●	●	◇	●	●	◇	●	—	—	☆	●	◇	●	☆	☆	—	◇	—
増毛郡	●	●	◇	—	●	—	☆	—	—	●	●	—	—	—	—	—	—	—
古平郡	●	—	—	●	●	●	—	—	—	●	●	☆	—	—	—	—	—	—
札幌区	●	●	◇	●	—	●	—	—	—	●	●	◇	●	—	—	—	—	—
小樽郡	●	—	—	●	●	—	◇	—	—	—	—	◇	—	—	—	—	—	—
室蘭郡第一組	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	●	—	—	—	—	—	—	—
室蘭郡第二組	●	●	—	●	—	●	—	—	—	●	●	—	●	—	—	—	—	◇
虻田郡	●	—	◇	—	—	—	—	—	—	●	●	—	●	—	—	—	—	—
有珠郡	●	●	—	—	—	—	—	—	—	●	●	—	—	—	—	—	—	—
幌別郡	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—	—
当別村	●	●	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—	●	—	—	—	—	—
厚田郡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—	—	—	—	—	—	—
浜益郡	●	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	—	●	—	—	—	—	—
石狩郡・上川外四郡	●	—	—	—	—	—	—	—	—	●	●	—	—	—	—	—	—	—
勇払郡	●	●	—	—	—	—	—	—	—	●	●	—	●	—	—	—	—	—
秋田県	◇	●	◇	●	—	●	●	—	●	●	—	●	●	☆	—	◇	—	—
南秋田郡	—	—	◇	●	—	◇	◇	—	—	☆	●	◇	●	☆	—	◇	—	—
鹿角郡	—	—	—	●	—	●	—	—	●	●	●	—	●	☆	—	—	—	—
由利郡	◇	●	◇	●	—	◇	—	—	●	●	●	◇	●	☆	☆	◇	—	◇
北秋田郡	—	—	—	—	—	●	☆	—	—	●	—	—	—	—	—	—	—	—
河辺郡	—	—	—	●	—	—	—	—	—	●	●	◇	●	—	—	—	—	◇
雄勝郡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	●	—	—	—	☆	—	—	—
仙北郡	—	●	—	●	—	●	●	—	●	●	●	●	—	—	—	—	—	—
平鹿郡	—	—	—	●	●	—	●	—	—	●	●	●	●	☆	—	—	—	—
山本郡	—	—	◇	●	●	◇	●	—	●	●	●	◇	●	☆	—	◇	—	◇
岩手県	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●	☆	☆	●	—	—
福島県																		
信夫郡	—	—	—	—	●	—	●	—	●	●	●	—	●	—	—	●	—	—
伊達郡	—	—	—	●	—	●	—	—	●	●	●	—	—	☆	—	●	—	—
河沼郡	—	—	—	●	●	◇	●	—	—	●	●	☆	●	◇	—	◇	—	—
北会津郡	—	—	—	—	●	—	—	—	●	—	●	●	—	—	—	—	—	—
安達郡	—	—	—	●	—	◇	—	◇	●	●	—	—	—	◇	—	—	—	—
安積郡	—	—	●	●	—	—	●	●	●	●	●	—	●	☆	—	—	—	—
岩瀬郡	◇	●	◇	●	—	●	—	●	●	●	●	—	●	☆	—	●	—	—
西白河郡	—	—	◇	●	●	●	—	◇	●	●	●	—	●	☆	—	●	—	—
東白河郡	—	●	◇	●	●	●	—	◇	●	●	●	—	●	●	—	◇	—	—
田村郡	—	—	◇	●	●	◇	—	●	●	●	●	◇	—	—	—	◇	—	—
磐城郡	—	—	◇	●	—	●	—	◇	●	●	—	◇	—	☆	—	●	—	—
磐前郡	—	—	◇	●	—	◇	●	◇	●	●	●	◇	☆	☆	—	◇	—	—
菊多郡	—	—	◇	●	●	●	●	◇	●	●	●	◇	●	☆	—	◇	—	—
檜葉郡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	●	—	●	—	—	—	—	—
大沼郡	◇	—	◇	●	●	◇	●	—	●	●	●	—	●	☆	☆	◇	—	—
南会津郡	◇	—	◇	●	●	—	—	—	●	●	●	—	—	☆	—	◇	—	—
標葉郡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	●	●	—	—	—	—	—	—	—
宇多郡	—	—	◇	—	—	●	—	◇	—	—	●	—	—	☆	—	—	—	—
行方郡	—	—	—	—	—	—	—	●	—	●	●	—	●	☆	—	—	—	—
石川郡	—	—	—	●	—	◇	—	—	—	●	●	—	—	☆	—	●	—	—
東蒲原郡	◇	—	◇	●	●	●	●	—	●	●	●	◇	—	—	—	◇	—	—
埼玉県	◇	●	◇	●	●	◇	◇	◇	●	☆	●	—	◇	☆	☆	◇	—	—
長野県	◇	●	◇	◇	●	◇	◇	◇	●	☆	●	◇	●	☆	☆	◇	—	—

①☆は「有功鳥獸」、◇は「有益鳥獸」、●は「有害鳥獸」

②出典：『札幌県公文録 鳥獸綱 第三号 明治十六年』（北海道立文書館蔵、簿書7952）、『勸業課農業掛事務簿 明治十六年 雑之部四番』（秋田県立公文書館蔵、930103-6507）、『明治十八年 本回議綴 甲号』（岩手県庁蔵、C-18/6/8/66）、『有功有害鳥獸』（福島県歴史資料館蔵、Na3102）『第一種公文録』（埼玉県立文書館蔵、明1511）、『勸業月報』第30号（原稿）（『明治十七年自一月至七月 報告之部』所収、長野県立歴史館蔵、明治17-B-3-1）

一八八一年三月に、島牧郡軽臼村と原歌村（現在の島牧村）において函館支庁租税係が借り上げていた倉庫に、夜中にキツネが破り入り、ペ粕（ニシンの？）を食べる被害を記したものである⁽⁴⁾。

第三に、害がある一方でキツネは大いに利用もされている。「利用目的」や「地方ノ慣習」の項を見ると、罾や銃を用いて狩猟し、帽子・袍・席（敷物だらう）・襟巻などに使うとしている。「肉ハ食フト雖モ下品ナリ、皮ハ売買シテ帽子或ハ襟巻トナス」（室蘭郡第二組戸長役場）のように売買に言及するものもある。利用価値や商品価値は高いと言えるだろう。

開拓使は、ヒグマ・オオカミ・カラスに対して「獲殺手当」と呼んだ駆除報

奨金制度を設けるなどして積極的な殺害を図ったが⁽⁵⁾、キツネはその対象としなかった。被害の程度が相対的には低かったことや、利用・商品価値が後押した狩猟活動の存在が影響しているだろう。

第四に、古平郡役所の「地方ノ慣習」の項には、「愚民此獸ヲ神トシ大ニ尊敬ス、甚タシキニ至テハ、巢穴ニ詣リ、漁魚ノ収獲ヲ禱ル」と、キツネへの信仰が記録されていることに注目したい。信仰の主体がアイヌ民族なのか、和人漁民なのかは判断がつかないが、近世蝦夷地の漁場にはしばしば稲荷神社があったことなどを考えれば、和人であつても不思議ではあるまい。こうした信仰の念をもつ者を「愚民」と記すことに、この時期の官の担い手たちの意識の

ありようがよく表れているように思う。

二 利用の具体相

(一) 防寒目的の買入れ

開拓使文書のなかに見られるキツネ皮の利用としては、防寒目的のものがまず挙げられる。

一八七三年十一月、札幌本庁会計局は根室支庁会計課に対し、「狐狸獺牯等ノ如キ皮類、当地邏卒寒防手当其他トモ入用有之」とし、売り払う者がいたならば、その値段を知らせるよう依頼した⁽⁶⁾。邏卒（＝巡査）の防寒を主目的に毛皮類の入手を図ろうとし、その筆頭にキツネ皮を挙げるのだ。

この二年後、一八七五年四月十二日、札幌本庁物産局は、管内の各郡出張所に対し、各所で取獲する「狐狸獺水豹テン海馬熊皮等」が馬具その他に製造、あるいは「警邏寒防等」に入用なので、相当の代価ですべて買い上げるとして、その旨を所轄内に周知するよう指示した⁽⁷⁾。アイヌ民族から米・酒その他の物品と交換で入手した場合も同様の扱いとすることも合せて伝えている。馬具など皮革加工の原料として、またやはり警官の防寒用として、毛皮を集めようとするものだ。ここでも大小、水陸にわたる多種の動物を列記する筆頭にキツネが見える（「水豹」はアザラシだろう）。筆頭であることをあまり重視してはまずいだろうが、毛皮獣としての入手しやすさや使い勝手の良さについて、高い評価があったのではないかと思われる。これに応えた静内出張所が六月、クマ皮十四枚、キツネ皮三枚、タヌキ皮一枚を本庁に送った記録が見える⁽⁸⁾。

(二) 博覧会・博物場・「天覧」

開拓使は様々な機会に北海道内の産物を、東京をはじめとする道外各地で人目に触れさせる機会を作っていた⁽⁹⁾。そのなかにキツネも登場する。

一八七六年五月には、文部省博物館から「北海道礦物其他」を陳列したいと

の依頼を受けた東京出張所博物場が、余分がある収蔵品から獣類の標本など十八品目を譲った⁽¹⁰⁾。そのなかには、後志国産の「狐」と「斑狐」が見える。

ここで「狐」とだけ記しているのは、一般的な毛色の個体だろう。博覧会や博物場への収蔵・陳列に関わる事例を見渡すと、キツネのなかでも毛皮の色合いなどが希少なものが選りすぐられる場合が少なくない。

一八七五年十二月には、東京出張所が函館地蔵町の小川長之助が所持する「斑点狐皮」一枚を七円五十銭で買い上げている⁽¹¹⁾。小川はこれは色丹島で同年十月に獲った「近來稀成珍品」と見受けられ、「年数之義者、凡百歳程」もあろうか、と記している。

一八七七年三月、札幌本庁は根室国産の「白狐皮」一枚を札幌で買い上げ、東京の縦覧所用として小樽から船便で東京に送った⁽¹²⁾。これも毛皮の色が白いという希少さへの注目が関係しているよう。

ところで、開拓使がキツネを人に見せようとした出来事の一つに、明治天皇に対するものがある。

一八七九年三月、函館支庁は東京出張所に、黒田長官から宮内省に献納するためとして、生きた「三毛狐」一頭と牡シカ一頭を玄武丸便で送った⁽¹³⁾。前者は亀田郡下湯川村で、後者は茅部郡森村方面で生け捕りにしたものだ。送るに際して支庁は餌について説明を付している。シカには小豆（適宜に煮たもの）、豆腐粕、笹と青草、水を、キツネには生魚類と水を、というものだ。

四月十五日、黒田長官は徳大寺宮内卿にシカとキツネを「天覧」に供したい希望を伝えた⁽¹⁴⁾。十八日、徳大寺はこの「天覧」が実現したことを黒田に知らせている⁽¹⁵⁾。

東京芝にあつた開拓使仮博物場では、一八七八年頃にはヒグマやエゾオオカミを飼育し、公開していた⁽¹⁶⁾。黒田はなぜ、北海道に生息する様々な動物のなかで「三毛狐」とシカを献納しようとしたのだろうか。考えてみたい点だ。

宮内省への献納の前年、一八七八年の十二月下旬、函館支庁は松嶋十右衛門という人物が献納した「三毛狐」を同地の公園で檻に入れて飼育し始めた⁽¹⁷⁾。

前後の事情をまだ把握できていないが、東京に送られたのはこのキツネではないかと思われる。飼育を担当した公園監守の孤山堂無外は、最初、油揚げを与えたが食わず、鮮魚の肉を米飯と混和して与えるようにした、と記す。

(三) 色丹島産のキツネ

キツネの産地について『開拓使事業報告 第三編』は、「石狩国上川郡ヲ第一トシ、日高国沙流郡、胆振国勇払郡之二次キ、其他各郡ハ僅少ナリ」（札幌本庁。ただし「貉」「狸」と一括）、「亀田・上磯・茅部・松前・寿都・島牧・山越七郡ニ産ス、松前郡ヲ第一トシ、亀田・上磯・茅部之二次ク、他ハ僅々ニ過キス」（函館支庁）、「各地産セサルナシ、得撫島ハ殊ニ繁殖ス、赤狐ハ捉・振別・紗那・得撫・占守ニ産ス、黒狐ハ花咲郡支古丹島、得撫島ノミニ産セリ」（根室支庁）と記している¹⁸。開拓使文書を眺めると、これらのなかでも根室支庁管内色丹島のキツネ皮に関する記録の多さは目立つ。

一八七七年九月、根室支庁は同庁在勤の新原景行十等属が色丹島出張中に取獲した「黒狐皮」二枚（雄雌各一枚）、「三毛狐皮」二枚（同）と同島産オニコ（イチイ）の板二枚、厚岸産カキの殻とアルコール漬け標本を、博覧会場に差し出すべき物品として函館経由で東京に出張所に送った¹⁹。八月二十一日から十一月三十日まで東京上野公園で開催中だった第一回内国勸業博覧会への出品だろう。博覧会閉幕後にこれらのキツネ皮を返送するのか買い上げるのかについて事前に決まっていなかった。根室支庁は、本人は必ずしも買上げを希望していないが、と断りつつ、特に「黒狐皮」は貴重品の物と聞いているので、買い上げる場合は相当の代価を下付するよう函館支庁を通じて働きかけた²⁰。この「黒狐皮」はある西洋人が必ず獲ってやろうと同島を百余日間も駆け回って尽力したが果せなかったもので、新原が同島在勤中に「多少ノ辛苦」を経て獵獲したものだという。希少さと獵獲の困難さについてのこうした訴えが功を奏したのか、翌年四月、東京出張所は「黒狐皮」二枚を六十円、「三毛狐皮」二枚を十四円、計七十四円で買い上げた²¹。

根室支庁は一八七八年六月にも、等外一等出仕の三原重紀が前年からこの年まで色丹島に出張した際に獲った「玄狐」（「黒狐」の意味だろう）の皮一枚を「博物場」備付け用として東京出張所に送り、「相当ノ代価」を本人に下付するよう求めた²²。東京出張所はこの一枚に三十円を支払った²³。

この二件とも、キツネ皮の代金は色丹島に出張中にそれを獵獲した根室支庁在勤の官吏個人に支払われたようだ。出張中のキツネ猟には、希少な動物標本を入手して東京の博物場や博覧会に届けるという職務上の意味合いとともに、個人的な収入を得るという意味もあったのだろうか。

さらに一八七九年五月、根室支庁は前年に色丹島に出張した島崎正之助が獵獲した「三毛狐」の皮二枚と「尋常狐皮」三枚を東京出張所に送った²⁴。出張所で買い上げるか、希望者に払い下げられるかは、出張所の判断に委ねている。このうち希少価値が見込まれる「三毛皮」については東京出張所が仮博物場に陳列しないかと打診したが、すでに陳列品があるとして受入れは見送られた²⁵。脱毛などがあつて質は低いと評価され、東京出張所は五枚合せて四円五十銭で払い下げ、鞣し料二円を引いた二円を根室支庁に送金した（一八八〇年三月）。

同年十一月、根室支庁は色丹島で獵獲した「黒狐皮」一枚と「三毛狐皮」九枚を買い上げたものを、東京出張所に送った²⁶。

このように根室支庁がしきりに東京出張所にキツネ皮を送ったのは、博覧会や博物場への出品のほか、民間に払い下げても需要が見込まれると認識していたものと思われる。

根室支庁が東京に送ったのは、色丹島産のものだけではなく。一八七九年八月、東京出張所勸業課は、根室支庁が送ってきた「千島土人交換品狐皮」一三一枚の鞣し作業を浅草区亀岡町の奥田庭太郎に発注し（鞣し料は不明）、十二月には一枚平均一円五銭の価格で奥田に払い下げた²⁷。千島産キツネ皮が、東京の皮革加工業者を経て市場に流れ出ていったことになる。「千島土人交換品」の性格は明確ではないが、千島のいずれかの地（エトロフか？）のア

イヌ民族と物資の交換によって根室支庁が直接ないしは間接に入手したものである。これらの皮はいずれも薄く、疵があったようで、それが低い価格評価につながっていた。

三 ロシアとの関わり

(一) 榎本武揚の助言

産物としてのキツネ皮の一つの特徴として、開拓使が欧米向けの輸出品としての可能性を探っていたことが挙げられる。

一八七六年五月、開拓使東京出張所はロシア駐在の榎本武揚公使が送ってきた「ラッコ皮ノ襟」と「赤狐皮」を、勸業課試験場に引き渡した⁽²⁸⁾。ラッコ皮の襟は「極上」(三百ルーブル)、「上等」(二百ルーブル)、「中ノ上」(九十五と百五十ルーブル)、「中ノ下」(五十五ルーブル)、「下等」(三十五ルーブル)の六枚。「赤狐皮」は「背」「腹」「喉」が各一枚と「足」が二枚の計五枚だった。

これらの皮に対応する記述が『開拓使事業報告 第二編』に載っている⁽²⁹⁾。「赤狐皮」に関するものは、「陸産」の根室支庁、一八七六年五月の項に、在露榎本公使の「臘虎(ラッコ)皮再報」中の「久里留諸島毎年獣皮概数価格売捌方等二係ル件」を抄録したものだ。榎本は冒頭で「毛皮ハ北海道ニテハ臘虎ノ外未タ他ノ獣類ニ手ヲ下セシヲナシ、因テ適宜ノ方法ヲ設ケハ一大物産ヲ興スヘシ」と述べる。以下の文章ではテン皮とクマ皮にも触れるが、それは末尾にごくわずかで、大半はキツネ皮に充てる。各種の毛皮のうち先行するラッコに続いて海外向けの商品化が有望なものの第一にキツネを考えているのは明らかだ。

榎本が書き記すのは、サンクトペテルブルクの皮商に会って聞いた内容だった。クリル諸島から毎年「赤狐皮」四千枚以上、「十字狐」千枚などが「互市場」に出ていることを記し、その価格や部位ごとの利用状況、キツネ皮は「円

拔」に加工すべきことなどを述べる。そして「狐皮ノ諸部」がわかりやすいように「久里留島産赤狐一枚」を裁断し、各部位の名を書いて見本に供する、と記す。これが前述の「赤狐皮」だろう。

一八七八年十月十八日、ロシアから帰国していた榎本と随員が開拓使東京出張所を訪れた際、開拓使側は北海道産の各種産物を示して意見を求めた⁽³⁰⁾。色丹島などのキツネ皮と千島方面のラッコ皮について具体的な意見の記録が見られる。そのうち、キツネ皮に関する五項目から要約してみる。

① 色丹産の「黒狐皮」は非常に良質だが、製法が「腹部ヲ刻去」しているのは、声価を落してしまっている。「外邦人」はこの皮を珍重し、咽喉部分を婦人の衣服に、腹部から股部を男性の衣服に、その他背部を各種需用に供している。

② 珍重される産物を不適切な加工法によって知らないうちに声価を落すのは大きな失策。以後、製法は必ず「丸拔」にすること。咽喉部以下を損傷しないように。

③ 色丹島は「黒狐」がいる以外に「赤狐」が最も多いと聞く。両者の交雑により「雑種」が増殖するのは甚だ望ましくない。「赤狐」を漸次獲殺する一方、「黒狐」をしばらく獲らぬことにしてその増殖を待てば、「良産ヲ保護スルノ端」だと言える。

④ 千島方面で獲る「狐皮」も腹部を「刻去」らぬよう製法を改良すべきだ。榎本が一貫して最も強調していたのは、加工法を改めよ、ということだった。そこで基準とされるのは、ロシアでの利用や評価のされ方だ。「丸拔」とは、肉や骨、内臓を除去する際に腹部を切り開かず、皮を筒状に仕上げることを指すようだ。この年十一月に山内堤雲大書記官から千島産キツネ皮二十枚の鞣し加工を依頼された函館支庁は、製革所に対して「丸皮製^{腹ヲ不割}」にするよう指示しており、榎本の助言が浸透していたことがうかがわれる⁽³¹⁾。

もう一つ注目しておきたいのは、より市場価値が高い「黒狐」の増殖を重視し、交雑を避けるために「赤狐」の積極的な殺獲などによって、選別を図るこ

とを提言している点だ。自然界に生息するある生物のなかに、人間社会の市場価値の観点から選別を加えようとする姿勢がここには見られる。

榎本の助言は、北海道産のキツネ皮の欧米（差し当ってはロシア）への輸出を促すものだが、サンクトペテルブルクの市場にクリル諸島産のキツネ皮が毎年数千枚も流入していたという情報は、樺太千島交換条約によってそれらの島々が日本領となり開拓使管轄になったこの時期にあつては、特別な意味をもつたろう。すでに市場での取引実績がある千島産キツネ皮を、引き続きロシア市場に持ち込めるか、という課題だ。この点、今の私の調査段階では、開拓使期のうちにキツネ皮が欧米（ないしはロシア）市場向けの輸出品としての位置を得るには至っていないのではないかと考えている。

（二）ウラジオストクへ

ただし、単発的なロシアへの輸出の例はある。開拓使が一八七八年に函館丸をウラジオストクに派遣して北海道産品の見本市を実施したときの出来事だ³²。開拓使が事前に用意した見本品のなかにキツネ皮は十枚程度含まれていただけだったが、権大書記官鈴木大亮は現地の営繕長コズロフスキーから北海道産キツネ皮四十枚の送付を依頼された³³。鈴木はこれに応じて四十枚を買い上げて送ることを函館支庁に依頼し（十一月一日）、函館支庁は翌年五月にタラゴン丸便に載せてウラジオストクのコズロフスキーに送り、代価四十二ドル八十セントは現地の日本貿易事務官に支払うよう求めた。興味深いことにこの送り状には「日本北海道占守郡産」とある。

おわりに

開拓使とキツネの関わりについて、限られた範囲内だが、いくつかの側面を見てきた。

まず、農業や漁業に対して「有害」という側面があつた。害の程度はヒグマ・オオカミ・カラスなどと比べると大きくないと評価され、毛皮利用と結びついた狩猟活動もあつて、開拓使が駆除のための制度を設けることはなかった。利用面に注目すると、選卒ら開拓使役人の防寒用に毛皮を入手する動きが早くから見られた。毛皮は博覧会や博物場など、北海道に生息する生き物ないしは北海道で産出する産品を見せる場にも出品されていた。キツネ皮の産地は全道各地にあつたが、色丹島産のものは、良質で希少な毛色のものがあることもあつてか、東京に送り出され、買い取られることがしばしば見られた。

特徴的な動きとしては、公使としてロシアに赴いた榎本武揚を通して、ロシア市場での評価基準や加工方法についての情報を摂取し、実際にも生かそうとしていたことがある。そこには、ロシア市場にすでにキツネ皮を送り出していた千島列島を日本が領有し、新たに開拓使管轄となったという事情も関係していた。ロシアなど欧米市場向けの商品化という点では、開拓使期は模索段階だったと考えられる。以後、それがどう展開するのかは、今後の検討課題となる。

人間社会から生息状況への働きかけという面では、継続的に実施されていた狩猟以外に、榎本の助言の中に市場価値の高い「黒狐皮」を重視して交雑を避けるための「赤狐」駆除といった方策が見られたのは注目される。だが、開拓使がキツネについてそうした人為的な選別を実施に移すには至らなかったと思われる。

謝辞

本稿作成のための史料調査などについて、北海道立文書館・北海道立図書館・函館市中央図書館・北海道大学附属図書館のお世話になった。記して感謝申し上げる。

本稿は、科学研究助成金（基盤C）16K03066の成果である。

註

- (1) 山田伸一『近代北海道とアイヌ民族―狩猟規制と土地問題』(北海道大学出版会、二〇一一年)の第一・三章、一九一・二六〇頁。
- (2) 斜里町立知床博物館編『知床のほ乳類―北海道新聞社、二〇〇〇年、八〇頁。
- (3) 「有功有害鳥獣調書進達ノ件」『札幌県公文録 鳥獣獵 第三号 明治十六年札幌県勸業課農務係(簿書七九五二、二件目)』。以下、括弧内に「簿書」として示すのは、北海道立文書館所蔵史料の簿書番号。
- (4) 「原歌輕臼両村借上庫ベ粕ヲ狐喰ヒ荒スタメ官費ヲ以テ庫移シ等取計ノ件」『往復書翰留 三冊之一 明治十四年』函館支庁会計課租税係(簿書四九五八、二九件目)。
- (5) 山田前掲書、一一五・一六〇頁。
- (6) 「狐狸、獺貂等ノ皮類買上方ノ件」『支庁來翰 五 明治六年分』根室支庁国後出張所(簿書〇八四七、四四件目)。
- (7) 「各所取獲ノ狐、狸、水豹、テン、海馬熊皮等馬具等製造ノ為買上ノ件」『各郡回達留 明治八年一月ヨリ至九月』札幌本庁庶務局(簿書一二一八、一三五件目)、「各所轄郡ニ於テ取獲ノ狐狸其外皮類当局ニ於テ悉皆買上方ノ件」『西地戻回達留 明治八年』札幌本庁庶務局(簿書一二一六、一一五件目)、「所轄各郡下取獲ノ狐狸外各種毛皮類悉皆買上方ノ件」『東地戻回達留 明治八年』札幌本庁庶務局(簿書一二一七、一一一件目)。
- (8) 「熊皮並ニ狐狸皮代価回金ノ件」『物産局往復留 明治八年自一月』札幌本庁静内出張所(簿書一二八一、一〇八件目)。
- (9) 開拓使による国内各地の博覧会への出品について、三浦泰之「明治初期の地方博覧会と開拓使―開拓使、北海道はどのように「見られていた」のか?」『北海道開拓記念館研究紀要』第二十八号、二〇〇〇年、一五三・一七八頁を参照。
- (10) 「博物館へ北海道動物並ニライマン氏申出ノ分共回致ノ件」『文移録 明治八・九年』東京出張所勸業課試験場仮博物場係(簿書一九二七、五三件目)。
- (11) 「斑狐皮縦覧所備品トシテ買上ノ件」『斑狐皮縦覧所備品トシテ買上ノ件』上局東京往復 第二号止 明治八年自五月』函館支庁会計課(簿書一三七三、一五一・一五七件目)。
- (12) 「根室国出產ノ白狐皮買上東京縦観所備品トシテ通済丸便ニテ差回ノ件」『東京文移録 往 丙一ノ一 明治十年自一月至六月』札幌本庁記録局公文課(簿書一九五〇、一六四件目)。
- (13) 「三毛狐及牡鹿玄武丸ニテ差送ノ件」『東京諸課文移録 貳冊ノ一 明治十二年』函館支庁民事課勸業係(簿書三三二八、四一件目)、「生鹿一頭生三毛狐一頭玄武丸積載回致ノ件」『文移録 明治十二年一月』東京出張所勸業課仮博物場係(簿書三三七三六、二五件目)。
- (14) 「宮内省へ鹿狐二頭献納ノ件」『北海道ヨリ牽連ノ畜類天覧ニ供セル旨報知ノ件』前掲『文移録 明治十二年一月』(簿書三七三六、四一・四八件目)。
- (15) ただし、『明治天皇紀 第四』(吉川弘文館、一九七〇年)の同年四月分を見ても、このシカとキツネの「天覧」についての記述は見えない。
- (16) 山田前掲書、一四八頁。
- (17) 「狐檻製作方ノ件」『取裁録 三冊之三 明治十一年』札幌本庁民事課勸業係(簿書二六五二、一一〇件目)。
- (18) 「開拓使事業報告 第三編 陸産」(大蔵省、一八八五年。復刻版は、北海道出版企画センター、一九八三年)三一・一一六・一八四頁。
- (19) 「根室支庁在勤十等属新原景行取獲黒狐皮等博覧会差出ニ付回致等ノ件」『東京文移録 全 明治十年』根室支庁記録課(簿書二三二八、二五件目)、「支古丹ニテ取獲ノ黒狐其他博覧会場へ可差出物品等差進ノ件」『博覧会へ出品ノ黒狐皮其他落手夫々回漕等取計ノ件』函館支庁公文録 明治十年』根室支庁記録課(簿書二三二九、三一・一五五件目)ほか。
- (20) 「新原景行取獲黒狐皮内国勸業博覧会へ差出ノ分処置方ノ件」『函館文移録 明治十一年』根室支庁民事課(簿書二六三〇、三六件目)、「根室在勤十等属新原景行支古丹出張中捕獲ノ黒狐等縦覧所へ飾付ノ件」『上局親書文移録 明治十一年』函館支庁上局(簿書二五四一、一八件目)。
- (21) 「根室支庁在勤新原景行取獲ノ黒狐皮其外東京ニテ買上ノ件」『本支庁東京文移録 貳冊之内 甲号 明治十一年』函館支庁民事課勸業係(簿書二七四七、一五八件目)。
- (22) 「根室支庁在勤三原重紀窩ノ玄狐皮送致ノ件」前掲『函館文移録 明治十一年』(簿書二六三〇、二九件目)。
- (23) 「玄狐皮壹枚代三原重紀へ渡方ノ件」『庁中各係文移録 明治十一年』函館支庁民事課勸業係(簿書二六四四、一二七件目)。
- (24) 「支古丹島ヨリ取獲ノ三色狐皮及尋常毛色ノ狐皮送付ノ件」『東京文移録 明治十二年』根室支庁民事課(簿書三六七四、一四件目)。
- (25) 「志古丹島取獲ノ狐皮売却代会計課ヨリ送付ノ件」『魚獸皮類集 明治十二年』東京出張所物産取扱所販売科(簿書三七五二、一三〇件目)。
- (26) 「支古丹島ニテ獵獲ノ黒狐皮其他買上分差進ノ件」『本支庁・東京・七重文移録 明治十三年』函館支庁民事課勸業係(簿書四一五一、三九件目)。
- (27) 「狐皮外三種預リノ件」『海馬皮外二品製造上納ニ付預リノ件』『魚獸皮類集 明治十二

年『東京出張所物産取扱所販売科(簿書二七五二、八五・八六件目)』。

(28)「魯国在留榎本武揚ヨリ差送品ノ件」前掲『文移録 明治八・九年』(簿書一九二七、五五件目)。

(29)前掲『開拓使事業報告 第三編 陸産』一六四一・一六八頁。このときのラッコ皮に関する記述は、五四三・五四四頁に掲載。

(30)「榎本全権公使並隨行員ノ狐皮及海獺皮ニ付所見ノ件」『文移録 明治十二年一月』函館支庁民事課勸業係製革所(簿書三三二〇、二件目)。

(31)「千島産狐皮二十枚差回シノ件」製革ニ関スル伺扣留 明治十一年一月ヨリ第七月マテ『函館支庁民事課勸業係(簿書二六六四、四二件目)』。

(32)このウラジオストクでの見本市については、原暉之『ウラジオストク物語ーロシアとアジアが交わる街』(三省堂、一九九八年)および同『アレウト号からインディギルカ号までー近現代における北海道とロシア極東の交流史から』(北海道とロシア)(札幌学院大学、二〇〇〇年)を参照。

(33)以下、この件については「露国営繕局長へ狐毛皮差送方ノ件」「狐皮浦塩港へ差立其外何ノ件」「営繕長へ狐皮差送ノ件」「魯国営繕局長コスロフスキー回致ノ狐皮代価領収方ノ件」「浦塩斯德一件書類 二号 本使各庁評議及ヒ往復 明治十一年」『函館支庁記録課(簿書二五七八、六一・六三・六五・七六件目)』。

RESEARCH REPORT

Kaitakushi (Colonization Commission) and Foxes

Shin'ichi YAMADA

As a part of the historical relationship between man and wildlife in Hokkaido, an overview of how Kaitakushi (Colonisation Commission) handled foxes was carried out and the following points were indicated.

1. During this period, pest damage by foxes on the agriculture and fishery industries was observed, but Kaitakushi did not establish a system of extermination of foxes unlike for wolves, brown bears, and crows since the extent of the damage by foxes was not large.
2. When Kaitakushi used various animal furs as protection against the cold weather for government officers such as policemen, fox fur was at the top of the list. Fox fur was frequently seen among items the commis-

sion collected and displayed at expositions. Fox fur from Shikotan Island was highly valued for its high quality and rarity in those days.

3. During the occupation of the Kuril Islands as a Japanese territory, Kaitakushi obtained information on the status of the fox fur market in Russia through Takeaki Enomoto, the Japanese minister in Russia, and sought to improve the processing method of fur for export to Western markets.
4. Upon Enomoto's advice, a plan to exterminate red foxes was proposed to prevent hybridization with black foxes which had a high market value. However, evidence that Kaitakushi carried out the plan could not be confirmed.